

○大阪国際空港における夜間騒音抑制に関する細則

(令和7年3月17日 細則第4号)

(目的)

第1条 大阪国際空港（以下「空港」という。）の夜間騒音を抑制するため、大阪国際空港供用規程（以下「規程」という。）第2条に定める空港の運用時間（7時～21時。以下「運用時間」という。）を超えて離着陸した航空機の取扱いについて次のとおり定める。

(料金の設定)

第2条 21時を超えて離着陸した航空機を運航する者は、関西エアポート株式会社（以下「会社」という。）に対し、21時を超えた離陸又は着陸1回ごとに夜間騒音抑制料（以下「本料金」という。）を着陸料とは別に、別途定める空港使用料の支払及び保証金等に関する規程等に従い支払うものとする。ただし、会社が認めた場合はこの限りではない。

2 本料金は、規程第15条第2項(1)に定める着陸料の2倍の金額（規程第15条第2項の定めを準用し、消費税及び地方消費税の額を加算する）とする。

3 本料金の算定において、規程第15条第2項(1)オに基づき、会社が別に着陸料算定の特例を定める場合には、その特例を適用した着陸料を用いるものとする。

(適用外)

第3条 前条の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する離着陸については、適用しない。

- (1) 急を要する救助活動（患者や臓器の輸送、災害派遣等）のために使用される航空機
- (2) 外交上の目的又は公用のために使用される航空機
- (3) 緊急的な取材等に使用される航空機
- (4) 緊急事態を宣言し緊急着陸した航空機
- (5) 上記の他、緊急性、公共性を鑑み会社が特別に認めた航空機

(充当及び使途)

第4条 会社は、空港の周辺地域における夜間騒音の影響を鑑み、本料金を空港周辺地域の生活環境の改善に資するために行う事業に充てるものとする。

(準用)

第5条 本細則については、規程第15条第4項、第17条、第18条の規定を準用する。

(主管部署)

第6条 この細則の主管部署は、地域環境部（環境管理グループ）とする。

附 則

この細則は、令和7年4月1日から施行する。